

令和7年11月4日付け公告の内容

このたび、伊予市上三谷地域を受益地域とするため池等整備事業を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

記

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・上三谷客地区）計画概要書

2 縦覧の期間

令和7年11月5日から令和7年12月3日

3 縦覧の場所

伊予市役所 産業建設部 農林水産課及び伊予市ホームページ

4 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

- ① 郵便 公告書に記載のとおり
- ② ファクシミリ 公告書に記載のとおり
- ③ 電子メール

nourinsuisan@city.iyo.lg.jp

（2）意見書の提出期限

令和7年12月3日

（3）意見書の提出上の注意

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- ③ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答致しませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。